|  |
| --- |
| **資料 No.４** |

令和3年7月16日

第１回瑞浪市市民まちづくり会議資料

瑞浪市市民まちづくり会議傍聴規程

（趣旨）

第１条　この規程は、瑞浪市市民まちづくり会議会議運営規程第３条の規定による瑞浪市市民まちづくり会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の申し出）

第２条　会議を傍聴しようとするもの（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名、住所を受付簿に記載しなければならない。

２　瑞浪市市民まちづくり会議会長（以下「会長」という。）は、必要あると認めるときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴できない者）

第３条　次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

（１）　銃器その他危険なものを持っている者

（２）　酒気を帯びていると認められる者

（３）　異様な服装をしている者

（４）　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を

携帯している者

（５）　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（６）　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第４条第１項の規定により撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。）

（７）　その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第４条　傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

（１）　傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又

は録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（２）　会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（３）　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

（４）　帽子、外とう、えり巻の類を使用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（５）　飲食又は喫煙をしないこと。

（６）　みだりに席を離れないこと。

（７）　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（８）　携帯電話その他の電子機器は電源を切る等議事の妨げにならないような措置を講じること。

（９）　その他会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（退場等の措置）

第５条　傍聴人が、この規程に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（委任）

第６条　この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

この規程は、平成２７年７月２７日から施行する。